

【事実の概要】

1958年に西ドイツを含む6カ国によって欧州経済共同体（ＥＥＣ）が設立された。ガット第24条6項によれば、締約国が関税同盟を設立するに際して関税を引き上げることを提案する場合には「補償的調整」を行わなければならない。補償の決定については第28条の手続を準用する。ＥＥＣは、1960年9月1日に関係締約国とガット第24条6項に基づく補償交渉を開始し、アメリカとは1962年3月に5つの補償協定を締結した。しかし、小麦粉・米・とうもろこし・鶏肉などの農産物については、ＥＥＣが共通農業政策（ＣＡＰ）を策定しようとしていたこともあって合意に至らず、アメリカは1960年9月1日に有していた交渉権を保持する旨の交渉凍結協定をＥＥＣと締結した。その後1962年7月にＥＥＣは共通農業政策を成立させ、鶏肉を含む農産物について可変課徴金を導入した。

ＥＥＣが設立された頃、アメリカから西ドイツへの鶏肉の輸出は急増していた。アメリカで鶏肉の生産・加工に関する新技術（冷凍ブロイラーの生産技術）が開発されたためである。ところが、1962年にＥＥＣが鶏肉について可変課徴金を採用したために、西ドイツでは鶏肉に対して従来の関税の約3倍の課徴金が課されることになり、アメリカから西ドイツへの鶏肉の輸出は激減した。そこでアメリカは、ＥＥＣに対して鶏肉への課徴金を改正するよう求めたが、ＥＥＣがこの提案に関心を示さなかったので、補償としてＥＥＣの輸出品目に関する譲許を撤回することにした。ＥＥＣは補償を求める権利がアメリカにあることは認めたが、譲許撤回の基礎となるアメリカの被害貿易額につきアメリカとＥＥＣの見解が分かれた。アメリカは、交渉凍結協定が結ばれた1960年を算定の基準年とし、西ドイツが適用していた数量制限による減少分を考慮して100%の調整を加えた4600万ドルがアメリカの被害貿易額だと主張した。これに対してＥＥＣは、基準年は交渉を開始した1959年とすべきであり、数量制限による調整は50%で十分だから、被害貿易額は1900万ドルだと主張した（後に、基準年を1958年に、被害貿易額を1620万ドルに変更した）。（基準年が重要な論点になったのは、西ドイツへの鶏肉の輸出が急増していたからである。）そして結局、アメリカとＥＥＣは、「1960年9月1日の時点でアメリカから西ドイツへの鶏肉の輸出に帰せられるべき価額」につきガットのパネルに「勧告的意見」を求めること

に合意し、ガット事務局長に対して理事会でパネルを設置するよう要請した。

理事会は1963年10月28日にパネルを設置した。事務局長のウィングダム・ホワイトが自らパネルの委員長となり、他に第3国であるスイス、カナダ、スウェーデン、及びオーストラリアから政府関係者が委員に選出された。パネルは書面及び口頭の審理を行った後、11月21日に被害貿易額を2600万ドルと認定する報告を提出した。両当事国はこの認定に従う意思を表明した。アメリカはこの認定に基づいて、12月4日にトラック・高級ブランド・デキストリン・じゃがいもでんぷんの4品目の譲許を停止し関税を引き上げる大統領命令を発した。

### 【報告要旨】

パネルは、本件問題は第24条6項の交渉の枠内で処理されるべきものであることを認める。

基準期間の選択に際してパネルは、締約国が関税交渉において通常守っている慣行を参考にした。すなわち、最も最近のデータを入手しうる期間を特別に重視するということである。1960年9月1日の時点で入手を合理的に期待できた最も最近のデータは、1960年6月30日までのデータであろうから、パネルは、1959年7月1日から1960年6月30日までの1年間を基準期間とすることに決定した。

次に、パネルが権限事項において求められている評価を行うことを可能とするためには、当該基準期間の貿易額にどのような調整を行うことが必要かを検討する。

当該期間内にドイツ連邦共和国において存在していた差別的數量制限を考慮して当該期間の額に調整を加えることは、ガットの通例の慣行に合致している。

差別的數量制限がなかったならば、アメリカは当該期間内にどのくらいの輸出額を合理的に期待し得たであろうか。ドイツにおける鶏肉消費量の増加分全部がアメリカからの輸出で占められたであろうとは、到底主張し得ないであろう。自由で、競争が存在するスイス市場における当該期間内の諸輸出国のシェアが、ドイツの鶏肉消費の増加分の中でアメリカの輸出が占めたであろう割合に関する公平な基準を提供する、とパネルは考えた。

これらの要素を考慮してパネルは、1960年9月1日の時点でアメリカからドイツ連邦共和国への鶏肉の輸出に帰せられるべき価額は2600万ドルであるという勧告的意見を両当事国に下すべきである、という結論に達した。

パネルはこの結論を確認するために、數量制限がなかった1961年5月1日から1962年4

月30日までの間におけるドイツ市場での実際の経験を考慮に入れた計算を行ったが、その結果は上記の数字と実質上同じになった<sup>(1)</sup>。

## 【解説】

### 1. 本件報復措置の根拠条文

ガット第23条2項によれば、締約国は、他の締約国の措置によってその利益を無効にされ又は侵害されたときは、締約国団の許可を得た上で、当該締約国に対する譲許を停止することができる。本条に基づく報復措置は、締約国団の許可が必要であるが、特定の締約国のみの譲許を撤回できる。第28条によれば、補償に関する合意なしに他の締約国が譲許を修正又は撤回したときは、その譲許について交渉した締約国又は主要供給国は、その措置と実質的に等価値の譲許の撤回を行うことができる。本条に基づく報復措置は、締約国団の許可なしに一方的に取ることができるが、「その譲許について交渉した国」又は「主要供給国」のみが取ることができ、すべての国に対して平等に適用されなければならない。本件においてアメリカが行った報復措置は、第23条2項ではなく第28条に基づいたものである。（だから、「主要供給国」に認定に関しても貿易額算定の基準年が重要な意味を持ったのである。なお、第28条は第23条2項と違って譲許の「撤回」しか認めていないが、譲許の「停止」ももちろんなし得ると解される。本件でアメリカが行ったのも譲許の「停止」である。）

そこで本件は、厳密に言えば第23条2項ではなく第28条に基づいて申立てられたものとも言える<sup>(2)</sup>。しかし、パネルというこれまで第23条2項の下で発展させられてきた紛争処理方法が用いられており、その経過の中で第23条への言及もなされているので、本件を第23条に基づく紛争事例と捉えることには理由がある<sup>(3)</sup>。ただし、本件の「パネル」は通常のパネルとは異なった機能を果たしたことには注意する必要がある。

### 2. 本件における「パネル」審理の性質——仲裁裁判

本件においては、パネルの権限事項は貿易額の算定に限られていた。1960年に交渉凍結協定が結ばれたために、鶏肉をめぐる問題はもはやガット第28条ではなく同協定の問題になったのではないかとといった法律上の問題も当事国間で争われていたが、パネルはこういった問題を検討せず、紛争解決のための具体的な勧告もしなかった。また、パネルの報告は当事国に示されただけで締約国団によって採択されなかった。このように、本件におけ

る「パネル」は通常の第23条2項の下のパネルとはかなり異なる。

本件のパネル審理については、これを国際法でいう「審査」と捉える説、「調停」と捉える説、「仲裁裁判」と捉える説の3つに大きく分かれている。「審査」と捉える人は、専門家のパネルが被害貿易額という「事実」の認定をし、法的拘束力のない「勧告的意見」を出したことに着目する<sup>(4)</sup>。これに対してヴィニユは、対審的手続が取られたこと、パネルが「法に基づいた報告を起草した」こと、しかしながら報告には拘束力がないことを理由として、本件を「調停」と捉える<sup>(5)</sup>。

しかし、本件手続は実質的にはむしろ「仲裁裁判」に近いと言うべきであろう。本件における基準期間の認定及び数量制限の影響の評価は単なる事実の認定ではなく法的判断を伴っていたし、また、本件パネル報告は形式的には「勧告的意見」に過ぎないが、実際には当事国があらかじめそれに従うことに合意していた<sup>(6)</sup>からである。ウォーカーは、パネルが検討した「事実」は客観的なものではなく、当事国はパネルが仲裁裁判のように当事国間の見解の相違について裁定を下すことを認めていたという理由で、本件手続は広い意味の仲裁裁判と言ってよいとする<sup>(7)</sup>。タルボットも、「チキン戦争」に関する研究書において「形式的に言えば、このガットの仕組みは仲裁裁判ではなく調停であった。アメリカもE E Cもパネルの勧告を受け入れることを義務付けられてはいなかったからである。しかしながら両当事国は、『勧告的意見』は……受け入れられ遵守されるという『暗黙の了解』を有していた」と述べて、これを「仲裁裁判」と捉えている<sup>(8)</sup>。

### 3. ガットと仲裁裁判

ガットの公式記録には記録がないが、ガットの事務局長や他の事務局職員、外部の独立した専門家などが貿易紛争において仲裁裁判を行った例は、他にもいくつかある。しかし公式に記録があるものとしては、本件は仲裁裁判の最初の事例である（そして、つい最近までは唯一の事例であった）。ウルグアイ・ラウンドでは仲裁裁判についても討議がなされ、1989年の中間レビュー決定は仲裁裁判について明文の規定を置き、仲裁裁判が一定の紛争の解決に役立つことをはっきり認めた<sup>(9)</sup>。この中間レビュー決定に従って、1990年7月にはカナダとE E Cが紛争を仲裁裁判に付託することに早速合意し、元事務局次長のパターソン教授を単独仲裁人とする仲裁裁定が1990年10月に下された（本件では、E E Cが成立したときにカナダがE E Cと締結した補償交渉凍結協定の解釈が問題となった）

<sup>(10)</sup>。こうして、仲裁裁判は今後増えることが見込まれる。

#### 4. アメリカの報復措置とそれに関する訴訟

アメリカ政府はパネルが認定した貿易額を基礎として4品目の関税を引き上げる措置を取ったが、スペインからブランデーを輸入するアメリカの業者がこの措置を違法と主張してアメリカで提訴するという事態が起こった。米国関税裁判所はこの主張を認め、大統領命令は無効だと判示した。同裁判所は、ガット第28条3項は報復を無差別的に行う義務を課してはおらず、貿易拡大法第252条(c)は不合理な輸入制限を行う国（E E C）に対して報復を行う権限しか認めていないので、無差別的に報復を行った大統領命令は違法だと解したのである<sup>(11)</sup>。これに対してアメリカ政府が控訴したところ、関税特許控訴裁判所は、政府の主張を認め原審判決を覆した。同裁判所によれば、ガット第28条3項の下でもガットの基本原則である最恵国待遇原則を遵守する義務があり、貿易拡大法第252条は無差別に報復を行うことを禁止していないとされた<sup>(12)</sup>。

こうしてアメリカによる報復措置は合法的なものと認められた。しかし、その目的がE E Cによる鶏肉の輸入制限を改めさせることにあったとすれば、効果はなかったと言わざるを得ない。鶏肉の輸入制限はその後も続いたからである。結局、報復措置によってもアメリカの鶏肉業者の状況は改善されず、かえって4品目のアメリカ生産者が保護され、消費者が損失を被ることになった。一般に農産物の輸入に対する抵抗はきわめて強いので、農産物の輸入制限に対する報復として工業製品の輸入を制限しても農産物の輸入が促進されるかは疑わしい。

#### <注>

- (1) GATT Doc. L/2088, reprinted in 3 International Legal Materials 116 (1964).
- (2) Jackson, *Dispute Settlement Techniques between Nations Concerning Economic Relations with Special Emphasis on GATT in Resolving Transnational Disputes through International Arbitration* (Sixth Sokol Colloquium) 39, 61 (Th. Carbonneau ed. 1984). Lowenfeld, *Ten Years* 600.
- (3) ガット事務局（ペータースマン）やヒューデックも本件を第23条に基づく紛争事例に含めている。GATT, *Analytical Index*, Art. XXIII, at 97. R. Hudec, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy* 317 (2d ed. 1990).
- (4) J. Cot, *Le conciliation internationale* 335-36 (1968). 清水章雄「E Cによるガット紛争処理手続の利用」日本E C学会年報第7号『転換期を迎えたE C』

(1987年) 112、115頁。

- (5) Vignes, 478.
- (6) Hilf, Settlement of Disputes in International Economic Organizations : Comparative Analysis and Proposals for Strengthening the GATT Dispute Settlement Procedures in The New GATT Round of Multilateral Trade Negotiations 285, 305-306 (1988). Petersmann, Strengthening the GATT Dispute Settlement System: On the Use of Arbitration in GATT. id. at 323, 338-339.
- (7) Walker, Arbitration 43.
- (8) R. Talbot, 113-114.
- (9) ペータースマンは、小委員会の報告は締約国団によって採択されなければならないのに対して、仲裁裁判の判決は当事国を無条件で拘束するので、仲裁裁判の利用は、作業部会からパネルへの発展と同じくらいの重要な紛争処理手続の改善となりうるとする。Id. at 339-340. ただし、仲裁裁判による「ガット離れ」の危険性について指摘するものとして、石黒一憲『〔研究展望〕GATTウルグアイ・ラウンド』（総合研究開発機構、1989年）65-66頁。
- (10) 76 GATT Focus4 (Nov. 1990), GATT Doc. DS12/R (Oct. 26, 1990).
- (11) Star Industries, Inc. v. United States, 320 F. Supp. 1018 (Cust. Ct. 1970).
- (12) United States v. Star Industries, Inc., 462 F.2d 557 (C.C.P.A.), cert. denied, 409 U.S. 1076 (1972).

#### 【参考文献】

#### ★ チキン戦争そのものにつき

宮出秀雄＝勝原文夫「チキン戦争——鶏肉をめぐるEECとアメリカの関税競争」『レファレンス』153号（1963年）68頁

小関調「米国・EECのチキン関税戦争」『関税調査月報』17巻1号（1964年）44頁

Chayes, A. et al, International Legal Process, vol.1, 249-306 (1968).

Lowenfeld, A.F., "Doing unto Others.." -- The Chicken War Ten Years After, 4 Journal of Maritime Law & Commerce 599 (1973) [Ten Years].

-----, The Chicken War: A Postscript, 5 Journal of Maritime Law &

Commerce 317 (1974) [Postscript].

Talbot, R.B., The Chicken War: An International Trade Conflict between the United States and the European Economic Community, 1961-64 (Ames, 1978).

Vignes, D., Le fonctionnement d'une procédure de conciliation: A propos de la guerre de poulets, 9 Annuaire français de droit international 473 (1963).

Walker, H., The "Chicken War": Steps toward Arbitration, 19 Arbitration Journal 38 (1964) [Arbitration].

-----, Dispute Settlement: The Chicken War, 58 American Journal of International Law 671 (1964) [Dispute Settlement].

★ 本件に関する米国国内訴訟につき

Casenote, Retaliation under the GATT: Star Industries, Inc. v. United States (Cust.Ct. 1970), 11 Columbia Journal of Transnational Law 461 (1972).

Galloway, Star Industries, Inc. v. United States: Sequel to the Chicken War, 6 The International Lawyer 48 (1972).

Recent Decision, Retaliation in International Trade: The Scope of Executive Discretion in Its Choice of Weapons, 4 Law & Policy in International Business 156 (1972).

Recent Development, International Trade -- General Agreement on Tariffs and Trade -- Retaliatory Tariff Increases Allowed, United States v. Star Industries, Inc., 462 F.2d 557 (C.C.P.A.), cert. denied, 409 U.S. 1076 (1972), 8 Texas International Law Journal 410 (1973).

(岩沢 雄司)